第 5246 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 6月 15日 月曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：http://www.zeirishi-miwa.co.jp

♤ 保険の解約返戻金に係る支払請求権

Q：保険の解約返戻金相当額が相続税の対象になるようなことを聞きましたが、どういうことですか？

A：東京国税局が文書回答をしています。

【解説】

さきごろ、同様の質問に対して、東京国税局から「保険契約者と被保険者が同一人の場合において被保険者の死亡に伴い支払われる解約返戻金相当額の返戻金に係る支払請求権の相続税の課税関係について」が公表されました。

照会者は、約款で被保険者が死亡した場合には契約が消滅し、解約返戻金があれば保険契約者に返戻金相当額の返戻金を支払うとする新医療保険で、保険契約者と被保険者が同一の場合で保険契約者が死亡したときは、相続人全員の協議により定めた者に返戻金を支払いをするというものの解約返戻金に係る支払請求権は相続税の課税対象になるかどうかを照会しています。これに対して、保険契約者と被保険者が同一である場合において、契約者が死亡したときは、契約者の死亡時に契約が消滅することから、契約者が有していた契約の解約請求権及び支払請求権が消滅することとなりますが、消滅と同時に契約者が、一旦、支払請求権を取得し、取得と同時に支払請求権を保険契約者の相続人が相続により承継取得するものと解するのが相当であると考えられることから、その支払請求権は、本来の相続財産として、相続税の課税対象となると解するのが相当であるとしています。